

○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124（100）百万円】
（令和6年度補正予算額 500百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

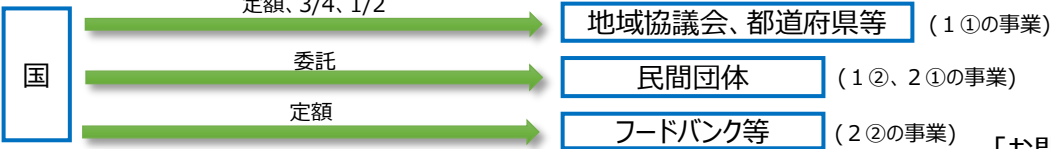
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - ㍿ 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - ㍿ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 - ㍿ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - ㍿ 課題解決に向けた計画の策定
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保



- ・フードバンク等への専門家派遣等
- ・フードバンク・子ども食堂等の立上げ・機能強化支援

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）